○国土交通省告示第二百八十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
提供する場所 / 所在地	提供する場所 / 所在地
（略） / （略）	（略） / （略）
（削る） / （削る）	百里空港事務所 / 茨城県小美玉市　百里飛行場内
（略） / （略）	（略） / （略）
（削る） / （削る）	徳島空港事務所 / 徳島県板野郡　徳島飛行場内
（削る） / （削る）	高松空港事務所 / 香川県高松市　高松空港内
（略） / （略）	（略） / （略）
（削る） / （削る）	対馬空港出張所 / 長崎県対馬市　対馬空港内
（略） / （略）	（略） / （略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成30年度衆議院事務局職員採用試験公告

平成30年度衆議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成30年3月1日　　衆議院事務局

1　試験の名称

⑴　衆議院事務局職員採用総合職試験（大卒程度試験）

⑵　衆議院事務局職員採用一般職試験（大卒程度試験）

⑶　衆議院事務局職員採用一般職試験（高卒程度試験）

⑷　衆議院事務局職員採用衛視試験

2　職務内容　衆議院の会議運営・調査に関する事務、一般事務及び衆議院内部の警察

3　採用予定人数

⑴　総合職試験（大卒程度試験）　若干名

⑵　一般職試験（大卒程度試験）　20名程度

⑶　一般職試験（高卒程度試験）　8名程度

⑷　衛視試験　7名程度

4　採用予定期日　平成31年4月1日

5　総合職試験（大卒程度試験）

⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の2級1号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。

⑵　受験資格

イ　昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

ロ　平成9年4月2日以降生まれた者で次に掲げる者

a　大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者

b　衆議院事務局がaに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第二条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。

⑶　第1次試験

①　試験日　平成30年5月5日（土）

②　試験場　東京都

③　試験内容

a　基礎能力試験（多肢選択式）

b　専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、政治学、行政学、経済学、財政学、社会政策、国際関係、英語）（多肢選択式）

④　合格者発表　平成30年5月11日（金）

衆議院第二別館前掲示板において発表するほか、衆議院ホームページでも知らせる。また、合格者については郵便で通知する。

⑷　第2次試験（第1次試験の合格者に対して行う。）

①　試験日　平成30年5月28日（月）及び5月28日（月）から6月1日（金）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり

②　試験場　衆議院事務局

③　試験内容

a　筆記試験（論文）イ憲法（1題）ロ行政法（1題）、民法（1題）、政治学（1題）、経済学（1題）（イは必須、ロのうち2科目を選択）

b　個別面接試験

④　合格者発表　平成30年6月15日（金）

衆議院第二別館前掲示板において発表するほか、衆議院ホームページでも知らせる。また、合格者については郵便で通知する。

⑸　第3次試験（第2次試験の合格者に対して行う。）

①　試験日　平成30年6月25日（月）※国会情勢により変更する場合あり

②　試験場　衆議院事務局

③　試験内容　口述試験

⑹　最終合格者発表　7月下旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

6　一般職試験（大卒程度試験）

⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の1級25号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。

⑵　受験資格

イ　昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

ロ　平成9年4月2日以降生まれた者で次に掲げる者

a　大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者

b　衆議院事務局がaに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第二条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。